

防経会第52号
19.1.4

長官官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官

事務次官

指名競争参加業者の指名基準等の運用について（通達）

標記について、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第42条に定める指名基準等の運用について、別紙のとおり定められ、平成19年1月9日から実施することとされたので通達する。なお、別紙は、各契約窓口に備え付ける等の方法により公表することとされたい。

添付書類：別紙

指名競争参加業者の指名基準等の運用について

1 建設工事に関する契約を指名競争に付そうとする場合において、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「訓令」という。）に定める指名競争基準等を運用するに当たっては、次の（1）から（10）までに掲げるところにより取り扱うものとする。

（1）不誠実な行為の有無

次に掲げる事項に該当する場合は、原則として指名しないこと。

ア 有資格業者の役員等（使用人を含む。）が贈賄若しくは談合の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき又は業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）に違反したとき等工事の請負契約の相手方として不適当であると認められる場合。

イ 当該契約担当官等が発注する工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負契約の相手方として不適当であると認められる場合。

（ア） 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実である場合。

（イ） 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確である場合。

ウ 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等明らかに請負契約の相手方として不適当であると認められる場合。

エ 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められる場合。

（2）経営状況

手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止の事実等があり、経営状態が著しく不健全であると認められる場合は指名しないこと。

（3）工事成績等

当該契約担当官等が発注する工事に関し、工事成績及び施工状況等を総合的に勘案すること。

（4）請負工事の状況

当該地域における請負中の工事の状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。この場合において、当該者が次の表の左欄に掲げる者である場合は、同表の右欄に掲げる基準により勘案するものとする。

当 該 者	基 準
<p>合併により新たに設立された会社（以下「合併新設会社」という。）又は合併により、その一方が存続した会社（以下「合併存続会社」という。）</p>	<p>それぞれ合併前の合併当事会社の施工金額及び受注金額の合計</p>
<p>ア 親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社 イ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社（以下「承継譲渡会社」という。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社（以下「承継譲受会社」という。） ウ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者（以下「譲渡業者」という。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者（以下「譲受業者」という。）</p>	<p>営業（建設業）の全部を譲り受けた場合等、合併と同等とみなし得る場合にあつては、親会社と子会社、承継譲渡会社と承継譲受会社、又は譲渡業者と譲受業者の施工金額及び受注金額の合計</p>
<p>営業（建設業）の全部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社（以下「分割会社」という。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社（以下「分割承継会社」という。）</p>	<p>営業（建設業）の全部を分割した場合等、合併とみなし得る場合にあつては、分割会社と分割承継会社の施行金額及び受注金額の合計</p>
<p>「建設業法の規定により、経営事項審査の項目及び基準を定める件」（平成6年建設省告示第1461号）附則四に掲げる要件のいずれにも適合するものとして国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者（以下「企業集団に属する建設業者」という。）</p>	<p>企業集団に属する全建設業者の施工金額及び受注金額の合計</p>

(5) 当該工事の施工についての技術的適性

次に掲げる事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。

ア 当該工事と同種工事について相当な施工実績があること。

イ 当該工事の施工に必要な施工管理又は品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事について施工実績があること。

ウ 地形若しくは地質等自然的条件又は周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。

エ 当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。

オ アからウまでの場合において、当該者が合併新設会社又は合併存続会社である場合の施工実績は、合併前の合併当事会社を1つの会社とみなした場合の施工実績とし、当該者が子会社、承継譲受会社、譲受業者又は分割承継会社である場合の施工実績は、営業（建設業）の全部を譲り受け又は分割により承継した場合など合併と同等とみなし得る場合に限り、それぞれ親会社と子会社、承継譲渡会社と承継譲受会社、譲渡業者と譲受業者又は分割会社と分割承継会社を1つの会社とみなした場合の施工実績とし、当該者が企業集団に属する建設業者である場合の施工実績は、企業集団に属する全建設業者を1つの会社とみなした場合の施工実績とする。

(6) 受注意欲

新しい技術・工法等についての開発状況、施工体制の強化又は安全管理の強化等の状況及び広報活動における受注意欲の有無を総合的に勘案すること。

(7) 地域性及び地元業者への配慮

ア 本店、支店又は営業所等の所在地及び当該地域での工事实績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。

イ 地域経済の振興、地元中小企業の育成等の観点から、地元業者の指名状況及び受注状況を総合的に勘案すること。

(8) 安全管理及び労働福祉の状況

ア 当該契約担当官等が発注する工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負契約の相手方として不相当であると認められるときは、指名しないこと。

イ 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。

ウ 当該契約担当官等が発注する工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

エ 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場

合であって明らかに請負契約の相手方として不適当であると認められるときは、指名しないこと。

オ 当該契約担当官等が発注する工事について、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結していないかどうか等を総合的に勘案すること。

カ その他労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。

(9) 指名及び受注の状況

受注機会の均等の観点から、当該年度の指名状況及び受注の状況を総合的に勘案すること。この場合において、当該者が合併新設会社、合併存続会社、子会社、承継譲受会社、譲受業者、分割承継会社又は企業集団に属する建設業者である場合の指名状況及び受注の状況については、(4)に定める表の基準によるものとする。

(10) (4)、(5)及び(9)の規定は、当該者が中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に規定する協業組合の場合に準用する。

2 測量・建設コンサルタント等業務（以下「測量業務等」という。）に関する契約を指名競争に付そうとする場合において、訓令に定める指名基準等を運用するに当たっては、次の(1)から(9)までに掲げるところにより取り扱うものとする。

(1) 不誠実な行為の有無

次に掲げる事項に該当する場合は原則として指名しないこと。

ア 有資格業者の役員等（使用人を含む。）が贈賄若しくは談合の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき又は業務に関し独禁法に違反したとき等測量業務等の契約の相手方として不適当であると認められる場合。

イ 当該契約担当官等が発注する測量業務等に係る契約に関し、当該業務に係る秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから契約の相手方として不適当であると認められる場合。

ウ 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共測量業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等明らかに契約の相手方として不適当であると認められる場合。

エ 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、測量業務等の契約の相手方として不適当であると認められる場合。

(2) 経営状況

手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止の事実等があり、経営状態が著しく不健全であると認められる場合は指名しないこと。

(3) 業務成績等

当該契約担当官等が発注する測量業務等に関し、業務成績及び実施状況等を総合的に勘案すること。

(4) 請負業務の状況

測量業務等の請負中の業務の状況から見て当該業務を実施する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

(5) 当該測量業務等についての技術的適性

次に掲げる事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。

ア 当該業務と同種又は類似業務について相当な実績があること。

イ 当該業務の遂行に必要な設計又は調査等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績があること。

ウ 地形若しくは地質等自然的条件又は周辺環境条件等当該業務の作業条件と同等と認められる条件下での業務実績があること。

エ 当該業務の作業項目に応じ、必要と認められる有資格技術職員が確保できると認められること。

(6) 受注意欲

新しい技術・工法等についての開発状況、実施体制の強化又は安全管理の強化等の状況及び広報活動における受注意欲の有無を総合的に勘案すること。

(7) 地域性及び地元業者への配慮

ア 本店、支店又は営業所等の所在地及び当該地域での業務実績等から見て、当該地域における測量業務等の特性に精通し、工種及び業務規模等に応じて当該測量業務等を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。

イ 地域経済の振興、地元中小企業の育成等の観点から、地元業者の指名状況及び受注状況を総合的に勘案すること。

(8) 安全管理及び労働福祉の状況

ア 当該契約担当官等が発注する業務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不適當であると認められるときは、指名しないこと。

イ 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。

ウ 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不適當であると認められるときは、指名しないこと。

エ その他労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。

(9) 指名及び受注の状況

受注機会の均等の観点から、当該年度の指名状況及び受注の状況を総合的に勘案すること。

- 3 物品の製造、物品の購入、役務及び物品の売払に関する契約を指名競争に付そうとする場合において、訓令に定める指名基準等を運用するに当たっては、次の(1)から(6)までに掲げるところにより取り扱うものとする。

(1) 不誠実な行為の有無

次に掲げる事項に該当する場合は原則として指名しないこと。

ア 私的独占、不当な取引制限又は不公正な取引方法等の事実による独禁法違反等経済活動に伴う法令違反を犯したために社会的信用度が著しく低下しており、競争に参加させるのが適当でないと当該契約担当官等が判断する場合。

イ 過去の実績において、債務不履行又はそれに準ずる不誠実な履行があり、当該契約の確実な履行が期待できないことが明白であると認められる場合。

(2) 経営状況

手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止の事実等があり、経営状態が著しく不健全であると認められる場合は指名しないこと。

(3) 契約履行能力及び技術的適性

ア 当該契約と同種又は類似の契約の履行について相当な実績があり、当該契約についても特に確実かつ円滑な履行が期待できると認められる場合は十分尊重すること。

イ 特殊な技術等を要する契約については、当該契約の適正な履行に必要な技術的水準と同程度と認められる技術的水準の契約を履行した実績があるかどうかを総合的に勘案すること。

(4) 受注意欲

新しい技術・製法等についての開発状況、物品の供給体制又は役務の提供体制の強化等の状況及び広報活動における受注意欲の有無を総合的に勘案すること。

(5) 地域性及び地元業者への配慮

ア 本店、支店又は営業所等の所在状況について、契約の履行期限又は履行場所等に照らし、当該契約を確実かつ円滑に履行できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。

イ 地域経済の振興、地元中小企業の育成等の観点から、地元業者の指名状況及び受注状況を総合的に勘案すること。

(6) 指名及び受注の状況

受注機会の均等の観点から、当該年度の指名状況及び受注の状況を総合的に勘案すること。

4 指名競争の一層の透明性及び公正の確保を図るため、原則として、指名競争参加業者の審議を行う合議制の機関を設置することとし、一定の基準に該当する指名競争契約を行う場合には、当該機関による審議を経て指名競争参加業者を決定するものとする。